

奈良県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、平成二十八年七月十日執行予定の参議院（選挙区選出）議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定める。

平成二十八年六月七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

登録基準日 平成二十八年六月二十一日

ただし、年齢については平成二十八年七月十日

登録日 平成二十八年六月二十一日

縦覧期間 平成二十八年六月二十二日